

議第 7 8 号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市宿泊税条例の施行及び一部施設の宿泊業務等の廃止に伴い改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成１６年高山市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後						
別表（第 7 条関係）				別表（第 7 条関係）						
施設	区分		料金		施設	区分		料金		
飛驒民俗村の部（略）				飛驒民俗村の部（略）						
乗鞍	テント（敷板付）の款（略）									
高原 飛驒	バンガロー		1 回当たり 3, 1 4 0 円以内で規則で定める額		高原 飛驒	バンガロー		1 回当たり 3, 1 4 0 円以内で規則で定める額 (宿泊税は別に徴収する。)		
高山 キャ ンプ 場	毛布、敷板、飯ごう、ランタン（ローソク付）等の款～オートキャンプのための車両の款（略）			高山 キャ ンプ 場 毛布、敷板、飯ごう、ランタン（ローソク付）等の款～オートキャンプのための車両の款（略）						
朴の木平駐車場の部（略）				朴の木平駐車場の部（略）						
ジョ イフ ル朴 の木	宿泊料	大人（1 2 歳以上）	1 人 1 泊 2 食当たり 1 6, 7 6 0 円（入湯税を含む。）		ジョ イフ ル朴 の木	宿泊料	大人	1 人 1 泊 2 食当たり 1 6, 7 6 0 円（入湯税を含み、宿泊税は別に徴収する。）		
		小人（3 歳以上 1 2 歳未満）	1 人 1 泊 2 食当たり 1 3, 4 0 0 円				小人	1 人 1 泊 2 食当たり 1 3, 4 0 0 円		
	入浴料	大人（1 2 歳以上）	1 人 1 回当たり 6 2 0 円（入湯税を含む。）		入浴料	大人	1 人 1 回当たり 6 2 0 円（入湯税を含む。）			
		小人（3 歳以上 1 2 歳未満）	1 人 1 回当たり 3 1 0 円			小人	1 人 1 回当たり 3 1 0 円			
休憩料の款・会議室の款（略）				休憩料の款・会議室の款（略）						
殿下	宿泊室		1 室 1 日当たり 4, 4 0 0 円		パス カル 清見	オート キャン プ場	バンガロー	1 回当たり 1 6, 7 6 0 円（宿泊税は別に徴収する。）		
平総	農村等体験実習室		1 室 1 日当たり 8, 8 0 0 円							
合交	相談室		1 室 1 日当たり 2, 2 0 0 円				テントサイト	1 区画当たり 5, 8 6 0 円		
流夕	談話室		1 室 1 日当たり 1, 7 8 0 円			そばの里荘川の部・荘川の里の部（略）				
二ミ	宿泊休憩		1 人 1 日当たり 3, 7 7 0 円			桜香 の湯	入浴料	大人	1 人 1 回当たり 7 3 0 円（入湯税を含む。）	
ナル	ふれあい広場キャンプ		1 人 1 泊当たり 1, 1 5 0 円					小人	1 人 1 回当たり 3 1 0 円	
バス カル 清見	オートキャンプ場		1 回当たり 1 6, 7 6 0 円							
そばの里荘川の部・荘川の里の部（略）				そばの里荘川の部・荘川の里の部（略）						
桜香 の湯	大人（1 2 歳以上）		1 人 1 回当たり 7 3 0 円（入湯税を含む。）							
	小人（3 歳以上 1 2 歳未満）		1 人 1 回当たり 3 1 0 円							

胡桃 島キ ャン プ場	<u>入場料（1泊2日）</u>		大人1人（中学生以 上）	<u>1，040円</u>
			小人1人（3歳～小学 生）	<u>1，040円</u>
	コテージ		<u>1棟</u>	<u>20，950円</u>
	<u>テントサイト</u>		<u>1区画（自動車用）</u>	<u>3，140円</u>
			<u>1区画（オートバイ）</u>	<u>1，570円</u>
野麦 峠お 助け 小屋	<u>素泊まり</u>	大人	<u>1人当たり 4，190円</u>	
		小人（小学生）	<u>1人当たり 1，040円</u>	
	<u>1泊2食</u>	大人	<u>1人当たり 7，330円</u>	
		小人（小学生）	<u>1人当たり 3，660円</u>	
	<u>1泊朝食</u>	大人	<u>1人当たり 5，230円</u>	
		小人（小学生）	<u>1人当たり 2，090円</u>	
	<u>1泊夕食</u>	大人	<u>1人当たり 6，280円</u>	
		小人（小学生）	<u>1人当たり 3，140円</u>	
野麦オートビレッジの部 （略）				
塩沢	研修室・会議室の款 （略）			
温泉 七峰 館	入浴料	大人 <u>（12歳以上）</u>	1人1回当たり 520円（入湯税を含む。）	
		小人 <u>（3歳以上12歳未満）</u>	1人1回当たり 310円	
	宿泊料	大人 <u>（12歳以上）</u>	1人1泊2食当たり 15，710円 <u>（入湯税を 含む。）</u>	
		小人 <u>（3歳以上12歳未満）</u>	1人1泊2食当たり 11，000円	
	休憩料	大人 <u>（12歳以上）</u>	1人1回当たり 2，090円	
		小人 <u>（3歳以上12歳未満）</u>	1人1回当たり 1，040円	
	温泉配湯の款 （略）			
	しぶ きの 湯遊 湯館	<u>大人（12歳以上）</u>		1人1回当たり 620円（入湯税を含む。）
<u>小人（3歳以上12歳未満）</u>		1人1回当たり 410円		
四十 八滝	バンガロー等		1回当たり 26，710円	
公園	持込料の款 （略）			

胡桃 島キ ャン プ場	入場料	大人	<u>1人1泊当たり 1，040円</u>
		小人	
	コテージ		<u>1棟当たり 20，950円（宿泊税は別に徴収 する。）</u>
	テント	自動車用	<u>1区画当たり 3，140円</u>
	サイト	オートバイ用	<u>1区画当たり 1，570円</u>
野麦オートビレッジの部 （略）			
塩沢	研修室・会議室の款 （略）		
温泉 七峰 館	入浴料	大人	1人1回当たり 520円（入湯税を含む。）
		小人	1人1回当たり 310円
	宿泊料	大人	1人1泊2食当たり 15，710円 <u>（入湯税を 含む、宿泊税は別に徴収する。）</u>
		小人	1人1泊2食当たり 11，000円
	休憩料	大人	1人1回当たり 2，090円
		小人	1人1回当たり 1，040円
	温泉配湯の款 （略）		
しぶ きの 湯遊 湯館	入浴料	大人	1人1回当たり 620円（入湯税を含む。）
		小人	1人1回当たり 410円
四十 八滝	バンガロー等		1回当たり 26，710円 <u>（宿泊税は別に徴収 する。）</u>
公園	持込料の款 （略）		

新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部（略）	新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部（略）
	備考 <u>ジョイフル朴の木</u> の部、 <u>桜香の湯</u> の部、 <u>胡桃島キャンプ場</u> の部、 <u>塩沢温泉七峰館</u> の部及び <u>しぶきの湯遊湯館</u> の部において、小人とは3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、大人とは小人を除く12歳以上の者をいう。

- 附 則
- （施行期日等）
- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
 - 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。